1

定　款

2021年6月25日　改定

信頼と健康のマーク

株式会社 中京医薬品

第1章 総 則 1
第1条 （商号） 1
第2条 （目的） 1
第3条 （本店の所在地） 2
第4条 （機関） 2
第5条 （公告方法） 2
第2章 株 式 2
第6条 （発行可能株式総数） 2
第7条 （自己の株式の取得） 2
第8条 （単元株式数） 2
第9条 （単元未満株主についての権利） 3
第10条（単元未満株式の買増し） .. 3
第11条（株主名簿管理人） 3
第12条（株式取扱規則） 3
第3章 株主総会 3
第13条（株主総会の招集） 3
第14条（招集地） 3
第15条（基準日） 3
第16条（招集権者および議長） 4
第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 4
第18条（決議の方法） 4
第19条（議決権の代理行使） 4
第20条（議事録） 4
第4章 取締役および取締役会 4
第21条（取締役の員数） 4
第22条（取締役の選任方法） 4
第23条（取締役の任期） 5
第24条（代表取締役および役付取締役） 5
第25条（取締役会の招集権者および議長） 5
第26条（取締役会の招集通知） ... 5
第27条（取締役会の決議方法） ... 5
第28条（取締役会の議事録） 5
第29条（取締役会規則） 6
第30条（取締役の報酬等） 6
第31条（取締役の責任免除） 6
第5章 監査役および監査役会 6
第32条（監査役の員数） 6
第33条（監査役の選任方法） 6
第34条（監査役の任期） 6
第35条（常勤監査役） 6
第36条（監査役会の招集通知） ... 7
第37条（監査役会の決議方法） ... 7
第38条（監査役会の議事録） 7
第39条（監査役会規則） 7
第40条（監査役の報酬等） 7
第41条（監査役の責任免除） 7
第6章 会計監査人 8
第42条（選任方法） 8
第43条（任期） 8
第7章 計 算 8
第44条（事業年度および決算期） .. 8
第45条（剰余金の配当の基準日） .. 8
第46条（中間配当） 8
第47条（配当金の除斥期間） 8

第1章　総　則

第1条　（商号）

当会社は、株式会社中京医薬品と称し、英文では、CHUKYOIYAKUHIN CO.,LTD.と称する。

第2条　（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 薬事法による医薬品の配置販売ならびに薬局の経営
2. 次の物品に関する売買、輸出入およびその仲介業
   - イ.医薬品、医薬部外品、劇物、毒物、医療用具、食品、米および穀類、清涼飲料水
   - ロ.日用品雑貨、玩具、事務用機器および事務用品、自動車およびその部品、建築資材、健康機器、理化学機械器具、介護用品および介護機器、缶、ビン等の容器
   - ハ.家具、家庭用電化製品、家庭用雑貨、厨房機器、通信機器
   - ニ.化粧品、装身具、室内装飾品、衣料品、カバン、靴、スポーツ用品
   - ホ.宝石、貴金属、書画、古物
   - ヘ.一般廃棄物、産業廃棄物、医療廃棄物の処理用装置、機器
   - ト.肥料、飼料、土壌改良剤
   - チ.ペットフードおよびペットに関連する事業
3. 通信販売業務
4. コンピュータのハードウェア・ソフトウェアの開発および販売
5. 出版物の発行、販売および輸出入
6. 不動産の取得、処分、管理、賃貸借その他の利用、開発ならびにこれらの仲介
7. 旅行斡旋業
8. 健康診断に必要な検体の郵送による検診の斡旋業
9. 冠婚葬祭に付随する物品の企画および斡旋
10. 土木工事、建築工事、造園工事の請負、設計施工、管理およびその斡旋
11. ホテルおよびそれに付帯するスポーツ施設の利用に関する会員権の売買およびその仲介
12. 生命保険の募集に関する業務
13. 損害保険代理店業
14. 物品のリースおよびレンタル業
15. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特別労働者派遣事業
16. 医療施設の清掃、警備および医療廃棄物の処理
17. 医療施設での給食および給食管理業務
18. 病院管理および医療に関するコンサルタント業務
19. 在宅介護サービス従事者の教育
20. 医療施設、福祉施設、福利厚生施設の管理および経営に関するコンサルタント業務

21. 医療情報の提供業務
22. 店舗の企画、設計
23. 医療施設、スポーツ施設および旅館、飲食店の経営
24. 清涼飲料水の製造
25. 酵素の製造、販売
26. 発電並びに電気、ガス、水道その他のエネルギーの供給、小売及び媒介等に関する事業
27. 除菌用アルコール商品の製造、販売
28. 上記各号に附帯または関連する事業

第3条　（本店の所在地）
当会社は、本店を愛知県半田市に置く。

第4条　（機関）
当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

第5条　（公告方法）
当会社の公告方法は電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　式

第6条　（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、25,000,000株とする。

第7条　（自己の株式の取得）
当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

第8条　（単元株式数）
当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条　（単元未満株主についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利
(4) 次条に定める請求をする権利

第10条 （単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第12条 （株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章　株主総会

第13条 （株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。

第14条 （招集地）

当会社の株主総会は、本店所在地および愛知県内において招集する。

第15条 （基準日）

当会社の定時株主総会での議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 必要ある時は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第16条 （招集権者および議長）

株主総会は、取締役会長または社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長および社長に事故ある時は、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第20条 （議事録）

株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第4章　取締役および取締役会

第21条 （取締役の員数）

当会社の取締役は、20名以内とする。

第22条 （取締役の選任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第23条 （取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第24条 （代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役副会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

第25条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第26条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第27条 （取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなすものとする。

第28条 （取締役会の議事録）

取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

なお、議事録には出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第29条 （取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第30条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第31条 （取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章　監査役および監査役会

第32条 （監査役の員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第33条 （監査役の選任方法）

監査役は、株主総会の決議において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条 （監査役の任期）

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条 （常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

第36条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第37条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録については、法務省令で定めるところにより、開催日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

なお、議事録には出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

第39条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第41条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

第42条 （選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第43条 （任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章　計　算

第44条 （事業年度および決算期）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。

第45条 （剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第46条 （中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第47条 （配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払い義務を免れる。